

大阪府北部を震源とする地震に関する緊急要望

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震は、大阪府を中心に4名の尊い命を奪うとともに、多くの負傷者や住家のほか、道路等の都市インフラの損壊を生むなど、甚大な被害をもたらした。

今回の地震では、ブロック塀の安全確保や帰宅困難者対策など大都市ならではの課題も明らかになったことから、被災地の早期の復旧復興を可能なものとするとともに、今後発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模災害に備えて関西の安全・安心を確保するため、関西広域連合として緊急に下記のとおり要望する。

記

1 都市インフラの災害復旧やブロック塀等の撤去・改修への支援

地震からの復旧にあたっては、道路、水道管等の都市インフラの復旧のほか、通学路、学校施設内、避難路など住民の安全確保のためのブロック塀等の撤去・改修が必要であり、技術的支援並びに国庫補助制度の創設や緊急防災・減災事業債の拡充など財政支援を行うこと。

2 災害救助法における救助範囲の拡大

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、災害救助法で「救助」として規定されている被災住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与などの実施に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

3 被災者生活再建支援法の見直し

(1) 適用要件の緩和

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。

このため、今後、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すとともに、支給額の引き上げ及び被害認定等において柔軟な運用を行うこと。

(2) 支給対象の拡充

支給対象を全壊、大規模半壊に限定せず、半壊、さらには一部損壊のうち障がい者手帳所持者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯といった特に配慮を要する世帯も対象とすることができるよう法改正を行うこと。

4 帰宅困難者対策の充実

帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保や、その備蓄の推進に係る財政支援を行うとともに、地震発生時の鉄道運行再開に関する情報等の発信のあり方について、国においても検討すること。

5 ライフラインの強靱化による災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりに向けて、管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインのさらなる強靱化を推進するよう、ライフライン事業者を指導・監督すること。

6 大規模災害対策の総合的推進

今後発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、防潮堤や避難路の整備などの防災対策事業に対する財政支援の充実、訪日外国人旅行者の安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、関西における住民・来訪者の安全・安心を確保すること。

平成30年7月1日

関西広域連合

連 合 長	井 戸	敏 三	(兵庫 県知事)
副連合長	仁 坂	吉 伸	(和歌山 県知事)
委 員	三日月	大 造	(滋賀 県知事)
委 員	西 脇	隆 俊	(京都 府知事)
委 員	松 井	一 郎	(大阪 府知事)
委 員	荒 井	正 吾	(奈良 県知事)
委 員	平 井	伸 治	(鳥取 県知事)
委 員	飯 泉	嘉 門	(徳島 県知事)
委 員	門 川	大 作	(京都 市長)
委 員	吉 村	洋 文	(大阪 市長)
委 員	竹 山	修 身	(堺 市長)
委 員	久 元	喜 造	(神戸 市長)